

# 第1回

消費生活懇話会

かわらばん



## LPガスの訪問勧誘に注意！

LPガス（プロパンガス）とは・・・

LPガスとは、通常、プロパンガスと呼ばれている液化石油ガスのことです。容器（ガスボンベ）に液体で貯蔵されています。なお、都市ガスは水道のように地中を這う管から各家庭にガスが供給される方式です。

どちらもガスの成分が異なるため、基本的にガスコンロなどのガス器具は、プロパンはプロパン器具、都市ガスは都市ガス器具でしか使えません。合わないものを取り付けるのはとても危険ですから絶対にやめましょう。



事例：訪問販売でLPガス契約を勧誘された。今の販売店とは30年以上契約しているが、基本料金や単価等が安くなり、解約手続きやガスボンベ等設備の撤去もしてくれると言われたけれど。。。

ご用心！

勧誘を受けたら、内容を十分に確認しましょう！



安い料金に注意！

そんなにいい条件なら…と慌てて契約してしまいがちです。大幅に安い料金には注意が必要です。安値やサービスがいつまで保証されているか確認しましょう。



ガス会社の名前は？

社名や勧誘員の名前、身分を確認しましょう。ガス漏れなど緊急時に応できるか確認しましょう。また、契約・解約の手数料を得るだけで、ガス販売を行わず、保安義務も負わない勧誘業者もいます。



書面は必ず確認！

新たなLPガス購入契約を結ぶ場合は、料金構成や設備の所有権等について書かれた書面が必ず交付されます。委任状や契約書等、印鑑を押す際も、内容を確認しましょう。

ご相談は・・・

●厚木市と清川村にお住まいの方は  
厚木市消費生活センターへ

相談日 月～金曜日（年末年始、祝日を除く。）

相談時間 9:30～16:00

所在地 厚木市栄町1-16-15

厚木商工会議所4階



## 他にもあるあるLPガスのトラブル！！



問. 今のLPガス販売事業者からもっとサービスの良い業者へ変更したいが、変更することはできるのか。また、変更する際の注意点は。



答. LPガスは消費者の判断で、どのLPガス事業者からも購入することができます。

LPガス販売事業者を変更する場合は、次の点に注意しましょう。

1. 解約の通知は、事前に契約した本人が申し出ましょう。
2. 現在のLPガスの販売契約をしたとき、どの様な契約をしたのかを確認し、契約書に解除の条件が明示されている場合は、それに従って手続きをしましょう。
3. 貸付設備の精算等が生じる場合は、契約どおりか確認しましょう。契約事項にある場合には、設備の撤去と代金等の精算は同時に行いましょう。

※アパート・マンションなどの集合住宅の場合、配管の問題もあり、単独ではLPガス販売事業者を変更できない場合がありますので、注意しましょう。また、現在のLPガス事業者に対して不満があれば、お互いに話し合いを持つことも大切です。



問. 今のLPガス販売事業者に対し、別の販売事業者へ変更したいと申し出たところ、配管などの撤去費用の請求を受けた。支払う必要はあるのか。



答. 液化石油ガス法では、消費者がLPガスを購入（販売契約締結）した際に、事業者から消費者へ交付する書面に、設備の撤去費用の負担方法を記載することになっています。

1. 交付書面にはガス設備（配管など）の所有関係が記載されていますので、確認しましょう。
2. LPガス販売事業者がガス設備の撤去費用を請求してくるのであれば、事業者との契約書の有無及びその記載内容を確認しましょう。
3. ガス配管などがLPガス販売事業者の所有となっている場合がありますので、重要事項説明書を確認しましょう。また、ガス配管などの賃借契約を締結している場合は、契約に基づき精算を行う必要がありますので、注意しましょう。

消費生活懇話会かわらばん第1号 平成25年5月発行

発行 厚木市消費生活懇話会 編集 厚木市消費生活懇話会 第1部会

〒243-0017 厚木市栄町1-16-15 厚木商工会議所4階

TEL (046) 225-2155 (事務局) FAX (046) 294-5801 メールアドレス 2850@city.atsugi.kanagawa.jp